



社協 はじまりは あなたの笑顔から

あさひがわ

令和6年7月

No.216

ご意見・ご質問は
「旭川市社会福祉協議会」まで



社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

<https://www.asahikawa-shakyo.or.jp>

5条事務所 〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階
TEL23-0742 FAX23-0746
E-mail kikakusoumu@asahikawa-shakyo.or.jp

神楽事務所 〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18
TEL60-1755 FAX60-1790
※介護保険サービス・障がい福祉サービスのみ

誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域を目指して

地域まるごと支援員が10名体制で活動しています

80代の親が50代の引きこもりの子どもの生活を支える8050問題、育児と介護を行う時期が重なるダブルケアなど、近年は個人や世帯が抱える生きづらさや困りごとが複合化・複雑化しています。さらに、これまでの分野別（子ども、高齢者、障がい者など）の相談窓口では対応が難しい問題や、困っているにもかかわらず支援の手が行き届かない「**制度の狭間の問題**」などを抱えた世帯も増えています。

こうした状況から、旭川市社会福祉協議会では「**複合化・複雑化した困りごとを抱える人**」に対し、地域、関係機関と連携した支援や伴走型の支援を実施するため、市から委託を受けて「**地域まるごと支援員**」を令和4年度から配置しました。「**誰一人取り残さない、誰もが安心して暮らせる、住みやすいまち**」を目指して、活動しています。

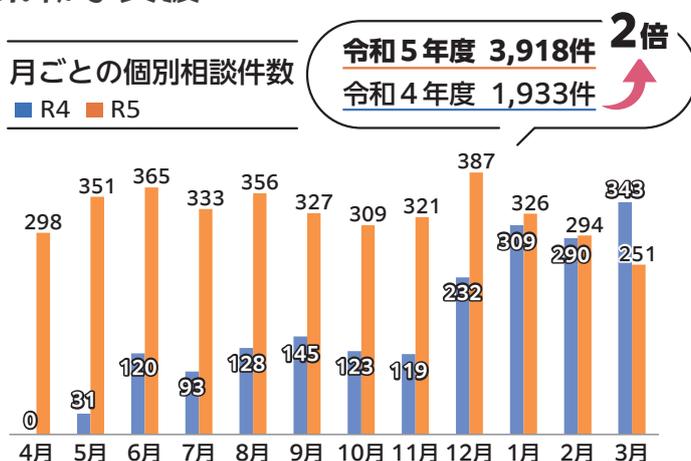
地域まるごと支援員の主な支援・活動内容①

【個別相談支援】

困りごとを抱える人に対する柔軟な支援

令和4年4月から活動している地域まるごと支援員は、様々な困りごとの相談に対応しています。

令和4年度**1,933件**だった個別相談件数は、課題の整理に時間を要することもあり、令和5年度では**3,918件**と**2倍**に増加しています。



地域包括支援センター

障害者総合相談支援センター

社会福祉協議会

地域福祉団体

誰一人取り残さない社会

地域まるごと支援員

地域の方

行政

民生委員
児童委員

様々な相談ごとに対応するため、地域まるごと支援員の力だけでなく、多くの関係機関と連携し、柔軟できめ細かなサポートを行っています。

共同募金運動期間 10月1日～12月31日

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています。



地域まるごと支援員の主な支援・活動内容②

【地域づくり支援】

住み慣れた地域で暮らし続けることができるような 地域づくり・仕組みづくり

地域まるごと支援員は、高齢者や障がいのある方など、どのような人でも住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指して、地域づくり・仕組みづくりを行っています。実際の活動について紹介します。



ボランティアや中学生も参加しています！

「より良い地域」を目指して！



地域住民や福祉専門職などと地域の課題を解決するために話し合う会議を開催しています。
※「東旭川・千代田をよくする作戦会議」

活躍の場を増やすために！



ボランティア活動について学ぶ講座やボランティア同士の交流会など、地域の方が得意なことやできることを活かす機会づくりを行っています。
※北星・旭星圏域「北のほし☆ボランティア交流会」

サロンなどを訪問



市内で行われているサロンや子ども食堂など、地域住民の暮らしに役立つ社会資源の情報収集を行っています。※「旭正地区ふれあいサロン」

問い合わせ先

旭川市社会福祉協議会
地域共生課 重層的支援体制整備事業担当

令和6年度から地域まるごと支援員の事務所が2か所となりました。

すずかけ事務所（A・D地域）

A地域 豊岡 東旭川・千代田 東光

D地域 神居・江丹別 神楽・西神楽

〒078-8320 旭川市神楽岡10条5丁目1番28号
地域福祉活動拠点すずかけ
TEL73-5310 FAX73-6310

5条事務所（B・C地域）

B地域 中央 新旭川・永山南 永山

C地域 末広・東鷹栖 春光・春光台

北星・旭星

〒070-0035 旭川市5条通4丁目893番地の1
旭川市ときわ市民ホール1階
TEL23-0742 FAX23-0746

E-mail: seikatsu-shien@asahikawa-shakyo.or.jp

※地域まるごと支援員は、上記の各地域ごとに担当しています。相談は無料です。

